

収 支 報 告 書

令和7年4月1日

堺市議会議員 田淵 和夫 様

会派の名称 自由民主党堺市議会議員団
 代表者氏名 池尻 秀樹
 経理責任者氏名 信貴 良太

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	200,000	@20000円 × 5人 × 2ヶ月 = 200,000 円
	12,666	@20000円 × 1人 × 19/30日 = 12,666 円
	375,000	@25000円 × 5人 × 3ヶ月 = 375,000 円
2 その他	12	自己資金
収入合計	587,678	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	135,860	135,860	視察調査費
研 修 費	0		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0		
会 議 費	0		
資 料 作 成 費	0		
資 料 購 入 費	0		
広 報 ・ 広 聴 費	20,584	20,584	市政相談等関係費
人 件 費	251,950	251,950	政務活動補助職員の雇用
事 務 ・ 事 務 所 費	179,284	179,272	事務用品等購入費
支 出 合 計	587,678	587,666	

様式第14号(第7条関係)

令和6年度

事業実施報告書

会派の名称 自由民主党堺市議会議員団

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
調査研究費	R7.1.29	先進事例の調査
広報・広聴費	R6.10.11 ~R7.3.31~	市政相談等、来客用茶代
人件費	R7.1.1 ~R7.3.31	会派所属議員の市政相談・政務活動にかかる補助業務並びに、関係書類作成のため雇用
事務・事務所費	R6.10.11 ~R7.3.31~	事務備品、消耗品購入

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024.11.8		240,000		240,000	政務活動費11～12月受け入れ		
2024.11.27			27,334	212,666	政務活動費返金		
月計		240,000	27,334				
累計		240,000	27,334	212,666			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024.12.10	12-1		19,250	193,416	パソコン備品、電話台	⑨	
2024.12.10	12-2		4,200	189,216	来客用水	⑦	
2024.12.10	12-3		1,570	187,646	来客用お茶	⑦	
月計		0	25,020				
累計		240,000	52,354	187,646			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025.1.7	1-1		440	187,206	消耗品購入費(マグネットシート)	⑨	
2025.1.7	1-2		4,380	182,826	事務機器購入費(電子ケトル)	⑦	
2025.1.10	1-3		330	182,496	消耗品購入費(マグネット等)	⑨	
2025.1.10	1-4	375,000		557,496	政務活動費受け入れ(1月～3月分)		
2025.1.11	1-5		128,500	428,996	備品購入費(インクジェット複合機)	⑨	
2025.1.23	1-6		14,520	414,476	視察旅費(西川良平)	①	
2025.1.24	1-7		14,520	399,956	視察旅費(西川良平)	①	
2025.1.24	1-8		29,040	370,916	視察旅費(山口典子)	①	
2025.1.24	1-9		29,040	341,876	視察旅費(信貴良太)	①	
2025.1.24	1-10		29,040	312,836	視察旅費(野里文盛)	①	
2025.1.28	1-11		13,700	299,136	視察手土産代	①	
2025.1.29	1-12		1,900	297,236	視察移動費(タクシー代)	①	
2025.1.29	1-13		1,900	295,336	視察移動費(タクシー代)	①	
2025.1.29	1-14		2,200	293,136	視察移動費(タクシー代)	①	
2025.1.31	1-15		874	292,262	消耗品費(ステンレスSカン)	⑨	
月計		375,000	270,384				
累計		615,000	322,738	292,262			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025. 2. 3	2-1		4, 156	288, 106	来客用水	⑦	
2025. 2. 10	2-2		126, 200	161, 906	人件費(1月分)	⑧	
月計		0	130, 356				
累計		615, 000	453, 094	161, 906			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党堺市議会議員団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 7年 1月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	24 時間 / 週 (1日 6 時間 × 4 日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	125,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	%	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

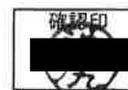
(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年1月1日 から 令和7年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館11階 自由民主党堺市議会議員団控室	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後4時00分まで (うち12時から13時は休憩時間)	
休 日	土・日・祝日・年末年始及び平日のうち週1日間(有給休暇あり)	
給与(賃金)	月給：125,000円(所定外労働時間あり)	
給与支払	毎月31日締切り 翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和6年 12月 6日		
雇用者	池 尻 秀 樹 	
被雇用者		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					冬季休暇
2	木					冬季休暇
3	金					冬季休暇
4	土					
5	日					
6	月	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
7	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
8	水	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
9	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					成人の日
14	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
15	水	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
16	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
17	金					
18	土					
19	日					
20	月	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
21	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
22	水					
23	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
24	金	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
25	土					
26	日					
27	月	09:00	10:00	06:00		休憩1時間
28	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
29	水	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
30	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
31	金					
合計				90:00	0:00	
出勤日数				15		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
4	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
5	水	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
6	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
7	金					
8	土					
9	日					
10	月	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
11	火					建国記念の日
12	水					
13	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
14	金	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
15	土					
16	日					
17	月	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
18	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
19	水					
20	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
21	金	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
22	土					
23	日					
24	月	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
25	火	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
26	水					
27	木	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
28	金	09:00	16:00	06:00		休憩1時間
合計				90:00	0:00	
出勤日数				15		



自由民主党堺市議会議員団

調査研究報告書

2025年1月29日（水）

衆議院第一議員会館地下1階

第6会議室

自由民主党堺市議会議員団 視察・調査研究実施レポート

わたしたち自由民主党堺市議会議員団は、下記の通り調査研究のため視察を行った。内容はとくに今年度の堺市議会においてわが会派が取り上げた質疑や市民のための政策実現に向けて、また、研究者等からの陳情などについて、堺市や大阪府のレベルでは解決できない事案について各省の実務担当者との意見交換や要望を行ったものである。さらにわが会派にかねてから陳情のあった2件、

「出産の保険適用に係る課題」について、また「18歳未満の子どもをもつ女性受刑者の処遇改善を求める要望」について陳情者である大学教授らが同席した。また本市の公明党の市議を通じて山本香苗元厚労副大臣や鰐淵洋子厚労副大臣が同席された。



▶実施日時、場所

日時 令和6年1月29日（水） 14時30分～17時

場所 衆議院第一議員会館 地下1階 第6会議室

■出席者

鰐淵 洋子 厚生労働副大臣（14時55分～15時10分まで）

山口 典子 堺市議会議員

野里 文盛 堺市議会議員

信貴 良太 堺市議会議員

西川 良平 堺市議会議員

茨城県立医療大学名誉教授

同席

大手前大学国際看護学部教授

山本 香苗 前参議院議員



■ 14 時 30 分～14 時 50 分（厚生労働省）

生活保護費の加算分について

行政の瑕疵による場合の 5 年以上の遡及分の支払いについて（資料 1）

【説明者】

厚生労働省 社会・援護局保護課 課長補佐 [REDACTED] 氏
厚生労働省 社会・援護局保護課 保護係長 [REDACTED] 氏

堺市議会12月定例会において、わが会派から質問した生活保護費の加算分について行政の瑕疵により加算されなかった場合の遡及年数について、5年を限度とする行政側の言い分について。厚労省は堺市と同様、自ら製作した問答集を根拠にしたが、問答集というのは行政側の慣習や言い分であって、その内容に法的根拠がない。厚労省にその点を指摘すると、返答ができなかった。また生活保護費通知については、様式が不親切なので、何の加算がされているのか両者に共にわかりにくいので、改善を要求した。これについては改善を図るという回答があった。私たちからは、生活保護費の未払い分についての遡及は全額を保障すべきで、制度の変更を求めることを申し入れた。これについては今後立法の立場から尽力していく。

■ 14 時 55 分～15 時 40 分（厚生労働省、内閣府）

SACHICO や全国の性暴力救援センターの現状と課題について（資料5）（資料6）

①性暴力被害者の救済とフォローについて

②性暴力救援センターSACHICO の課題について

- ・運営補助金の問題
- ・診療報酬の問題、
- ・相談員の病院内への入り方の問題
- ・証拠物の保管についての問題
- ・ワンストップセンターとしての機能が果たせているかどうか
- ・医師確保の問題等
- ・持続可能な性暴力救援センターの在り方について国の考え方について



昨年の春から性暴力救援センター大阪SACHICOが、これまでの阪南中央病院からの撤退を余儀なくされており、その存続が危機に瀕していることが明らかになり、わが会派において堺市議会でもこの問題について昨年の本会議で質疑を行った。堺市の総合医療センターはSACHICOの協力医療機関として、性暴力被害者の診療を行い、精神的フォローも行ってきた。このことはわが会派の山口議員が長年にわたり女性の性暴力被害撤廃を訴えて市民運動を長年にわたって行い、また議員としても本市における性暴力対策や誰もが加害者にも被害者にもならないための教育や啓発を行う政策を市民人権局、ダイバーシティ推進部、健康福祉部、市教委を中心に実現してきた。さらに国連UN WOMENが提唱するセーフシティ・プログラムを日本で初めて堺市が取り組む道筋を引き、すべての部局で「特に女性や女兒、すべての市民に対する暴力のない安全安心なまちづくり」を実施している。またSACHICOの問題についても深いかわりを持って活動してきている関係から、この度のSACHICOの危機に関して、SACHICOの理事長らとともにしっかりと大阪府との話し合いなどに参画してきた。

ここでは内閣府男女共同参画暴力対策課が、SACHICOをはじめとする全国の性暴力救援センターを所管しており、その課長らと性暴力被害者のためのワンストップセンターの実態や課題について話し合った。資料6の説明を受けた。またSACHICOに関する予算についても、内閣府の性暴力被害者支援のためのワンストップセンターへの予算は、昨年度よりも約1億円増であることを示された。

そのほか、具体的に上記の設問のような課題は、地方自治体だけでは解決できないものがあり、国の制度改革や予算措置、また関係人材の養成が必要となる。その具体的な内容は、堺市議会の2月議会で私たちの会派から意見書を提案するので、その際にはしっかりと取り組んでいただくことを要望した。実際にわが会派から意見書を提案している。（資料10）帰堺してからも、SACHICOの理事長や医師、事務局長などとの話し合いを続け、ヌイ和幸前大阪府議や中井もとき大阪府会副議長らと共に大阪府との話し合いを行っている。さらに国への要望を意見書としてわが会派から堺市議会に提案する。（資料8）

【説明者】

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 課長 氏

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 課長補佐 氏

厚生労働省 医政局総務課医療調整係長 氏

厚生労働省 保険局医療課 主査 氏



■15時45分～16時05分まで（厚生労働省）

出産時保険適用の課題について（資料4）

最初に厚生労働省から資料4「出産に関する妊婦等の経済的負担の軽減策の検討について」の説明があった。このたび厚生労働省は、出産時の保険適用を行うことをスタートさせると決定した。この問題については、「産む女性の選択権の保証」や「助産師による出産支援が不利益にならない法整備」等の課題があると、[REDACTED]大手前大学教授や[REDACTED]茨城医療大学教授から指摘と要望があった。（資料2）

厚労省からは、出産時の保険適用には諸々の課題があることは認知しており、これから検討していく、ということであった。

【説明者】

厚生労働省 保険局保険課 課長 [REDACTED] 氏



■16時10分～17時（法務省）

女性受刑者の処遇改善について

まず、[REDACTED]大手前大学教授が「18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援強化に関する要望書」（資料3）（資料7）を渡し、その後、法務省から説明を受けた。

しかし[REDACTED]教授の要望どおり、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は、その成長過程の中で自らが愛情を受けたことがほとんどなく、自らの子どもの養育についてもどうすればいいのかわからない人が多い。だからこそ彼女らが矯正施設にいる期間中および出所後も助産師による子育て支援を継続することが必要である。私たちが女性受刑者の問題について、初めて触れた知見であり、女性たちの犯罪を未然に防ぐことの重要性や受刑中の子育て支援の十分な整備が必要で、そのことが再犯を防ぐことであることをしっかりと認識できた。よってこの問題については、わが会派で意見書を作成し、国に対して要望する。（資料9）

【説明者】

法務省 矯正局更生支援管理官 [REDACTED] 氏

法務省 矯正局更生支援管理官付 専門官 [REDACTED] 氏

法務省 矯正局更生支援管理官付 事務官 [REDACTED] 氏



出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

(領収書等貼付用紙整理番号) 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14

○「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抜粋）

問 13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例

（問）次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。

（a）世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。

（b）～（e） （略）

（答） 1 扶助費追加支給の限度

（a）の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。

ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。その場合、真にやむを得ない事情から追加支給を行うことを踏まえ、追加支給された扶助費が被保護世帯の自立更生のためにあてられるよう助言指導すること。なお、被保護世帯の自立更生のためにあてられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものに限るものではないので留意されたい。一方で、使用目的が保有の認められない物品の購入や贈与等により当該世帯以外のためにあてるなど、自立更生のためにあてられない場合については、収入認定することとなるが、収入認定を行うにあたっては、機械的に収入認定を行って保護を停廃止するのではなく、状況に応じて収入認定額の一部を翌月以降に分割して認定して差しつかえない。

2～4 （略）

産む女性の選択権の保証に関する要望書

令和7年1月29日

助産師

大手前大学大阪キャンパス内

Email:esuzui@otemae.ac.jp

本日は、お忙しい中、貴重なお時間を割いて頂き、産む女性がつもつ出産方法の選択権に関する要望について関心をもって頂いたことに、深く感謝申し上げます。

私は勤務助産師として病院・診療所で15年間勤務し、その後、1995年より大学教員として勤務しています。その間、『超音波診断と妊婦』（明石書店）を刊行し、毎回の妊婦健診時に超音波診断装置を用いた妊婦健診を行うという日本独自の特異な状況について、戦後の政策誘導による出産場所と出産介助者の変更を達成し、その後に興ったME機器産業の知識集約型新産業育成のためによる政策誘導であることも明らかにしてきました。

つまり、第二次大戦以降、日本の出産は助産師よる自宅から、母子健康センターを通過点として、病院や診療所に移動し、介助者も助産師から医師へと変更し、2025年1月現在、日本の施設内分娩の占める割合は99.8%であり、その内の助産院での分娩が占める割合は1%であると報告されています。

この度、2026年度を視野に出産の保険適応化が閣議決定されました。この出産の保険適応化は、産む女性の選択権を完全に奪うことにつながるのではないかと危惧しています。

つきましては、今後の厚生労働省とこども家庭庁の共管による「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」において、以下の要望を致します。

1. 産む女性の「産み出す力」「生まれる力」を削がない出産の在り方を具体的に明示してください。

日本における出産をどのような様態にしたいのか、国が目指す出産のあり様をどうしたいのか、そのゴールが見えません。日本は99.8%が既に保険医療機関の病院・診療所で行われて、正常出産を解除する助産師による助産所出産は1%です。これが戦後、GHQが目指した政策転換による出産のあり様で、その目標は達成したと考えています。

この度、出産費用の保険適応を行うことにより、次の段階として、より医療介入を促進し、医学的管理の徹底による出産を目指しているのか、その目的と方向性が分かりません。

2. 自宅や助産所で出産した女性に対する不利益が被らないようにしてください。

正常な出産を介助することが法律により業務として制定されている助産師は、保険医ではありません。また、助産所は医療機関ですが、保険医療機関ではありません。そのため、出産の保険化という現物給付となった際に、保険医でない助産師は保険診療の医療行為が実施できず、診療報酬の請求もできません。よって、助産所や自宅で出産した女性は保険化の適応とならず、女性の選択権の喪失だけでなく、費用の負担も大きくなるのが危惧されます。

よって、女性の出産場所や出産介助者の選択権が喪失しない方法で、法整備をしてください。

18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援強化に関する要望書

令和7年1月29日

フォレンジック・矯正看護研究会

代表

大手前大学大阪キャンパス内

Email: esuzui@otemae.ac.jp

本日は、お忙しい中、貴重なお時間を割いて頂き、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者の処遇改善について関心をもって頂いたことに、深く感謝申し上げます。

私は、平成28(2016)年4月より、「女子施設地域支援モデル事業：現女子施設地域連携事業」により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務し、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て相談を行ってきました。その間、女性受刑者のもつ養育体験や養育行動の特徴を明らかにし、適切な養育体験が乏しいために子育ての方法が分からないことが明らかになりました。そのため、子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力し、一定の効果が研究では実証されました。これは受刑者のみならず一般の子育てにかかわる親たちにも言えることを確信しております。

さて、令和4(2022)年6月17日に刑法改正(法律第67号)で、「懲役刑」から「拘禁刑」になり、より社会復帰に向けた柔軟な処遇改善が可能となりました。令和7(2025)年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヵ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めています。しかし、子育て支援への取り組みは、各施設によって異なり、集団指導のみという施設も珍しくありません。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されたことがありません。

よって、PTSDを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の4割を示す子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考えます。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものとなります。

つきましては、今後の法務省の処遇改善に向けた審議会において、以下要望を致します。

1. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援の継続を実現してください。資料参照

2. 子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談を実現してください。

非常勤助産師の雇用様態や勤務日数が施設によって異なり、月1回程度なので、収容者の一部しか指導ができていません。週2回程度の雇用として、子育て相談の強化を図って下さい。

3. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法を明確にしてください。

矯正施設における子育て指導の方法が施設によって異なります。より効果的な子育て指導の方法や内容を専門家等と協議しガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ってください。

4. 全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携および専門的研修制度を定期的実施してください。

女性受刑者特有の行動特徴や課題があり、専門的なフォレンジック看護分野の知見を習得できる看護職の理解を深め、適切かつ効果的なケアを提供するための連携強化及び研修を定期的実施してください。

出産に関する妊婦等の経済的負担の軽減策の検討について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

経済的負担の軽減策に関する議論の状況

「こども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（抄）
（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するなど、妊婦の経済的負担の軽減を推進するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。

出産費用の見える化については、本年夏にかけて有識者による検討において公表項目等の整理を行ったところであり、今後、医療機関等の協力を得て、必要な情報の収集やウェブサイトの立ち上げを行う。

その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

出産育児一時金について

- 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。
- 出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。
- 令和5年4月から、室料差額等を除いた全施設の平均出産費用等を勘案して、原則50万円（本人支給分48.8万円＋産科医療補償制度の掛金分1.2万円）を支給。

<支給件数・支給額（令和2年度）> （出典：「医療保険に関する基礎資料」）

	支給件数（万件）	支給額（億円）	財源構成
健康保険組合	28	1,192	保険料（10/10）
協会けんぽ	37	1,543	保険料（10/10）
共済組合	12	495	保険料（10/10）
市町村国保	8	320	保険料（1/3） 地方交付税（2/3）
国保組合	2	87	保険料（3/4相当） 国庫補助（1/4相当）(※)
計	87	3,638	

出産育児一時金の経緯

平成6年10月～ 出産育児一時金の創設（支給額30万円）

- 「分娩」という保険事故に対する一時金である「分娩費（標準報酬月額半額相当（最低保障額24万円））」と「育児手当金（2千円）」を廃止し、出産前後の諸費用の家計負担が軽減されるよう、出産育児一時金を創設。
- 支給額の考え方：分娩介助料（国立病院の平均分娩料26.4万円（H5））、出産前後の健診費用（2.7万円）、育児に伴う初期費用等を総合的に勘案して、30万円に設定された。

平成12年医療保険制度改革 30万円を据え置き

- 平成12年医療保険制度改革に際して、平成9年の国立病院の平均分娩料が30万円、健診費用が3.6万円であったが、引き上げた場合の保険財政への影響を勘案して、出産育児一時金は分娩料のみを補填するものと位置づけ、引き上げを行わなかった。

平成18年10月～ 35万円に引き上げ

- 支給額の考え方：国立病院機構等における平均分娩料34.6万円（H17.3）

平成20年4月～ 後期高齢者医療制度の創設に伴う負担の仕組みの変更

- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、全世代が負担する仕組みから75歳未満の者のみで負担する仕組みに転換。

平成21年1月～ 原則38万円に引き上げ

- 支給額に産科医療補償制度の掛金分3万円上乗せ

平成21年10月～ 原則42万円に引き上げ（平成23年3月までの暫定措置）

- 支給額の考え方：全施設の平均出産費用約39万円（H19.9）※差額ベッド代、特別食、産後の美容サービス等は対象外
- 出産育児一時金の直接支払制度を導入

平成23年4月～ 原則42万円を恒久化

平成27年1月～ 原則42万円（本人分39万円→40.4万円に引上げ）

- 産科医療補償制度の掛金を3万円から1.6万円に引き下げ
- 支給額の考え方：公的病院の平均出産費用40.6万円（平成24年度）※室料差額、その他（祝膳等）、産科医療補償制度の掛金は除く

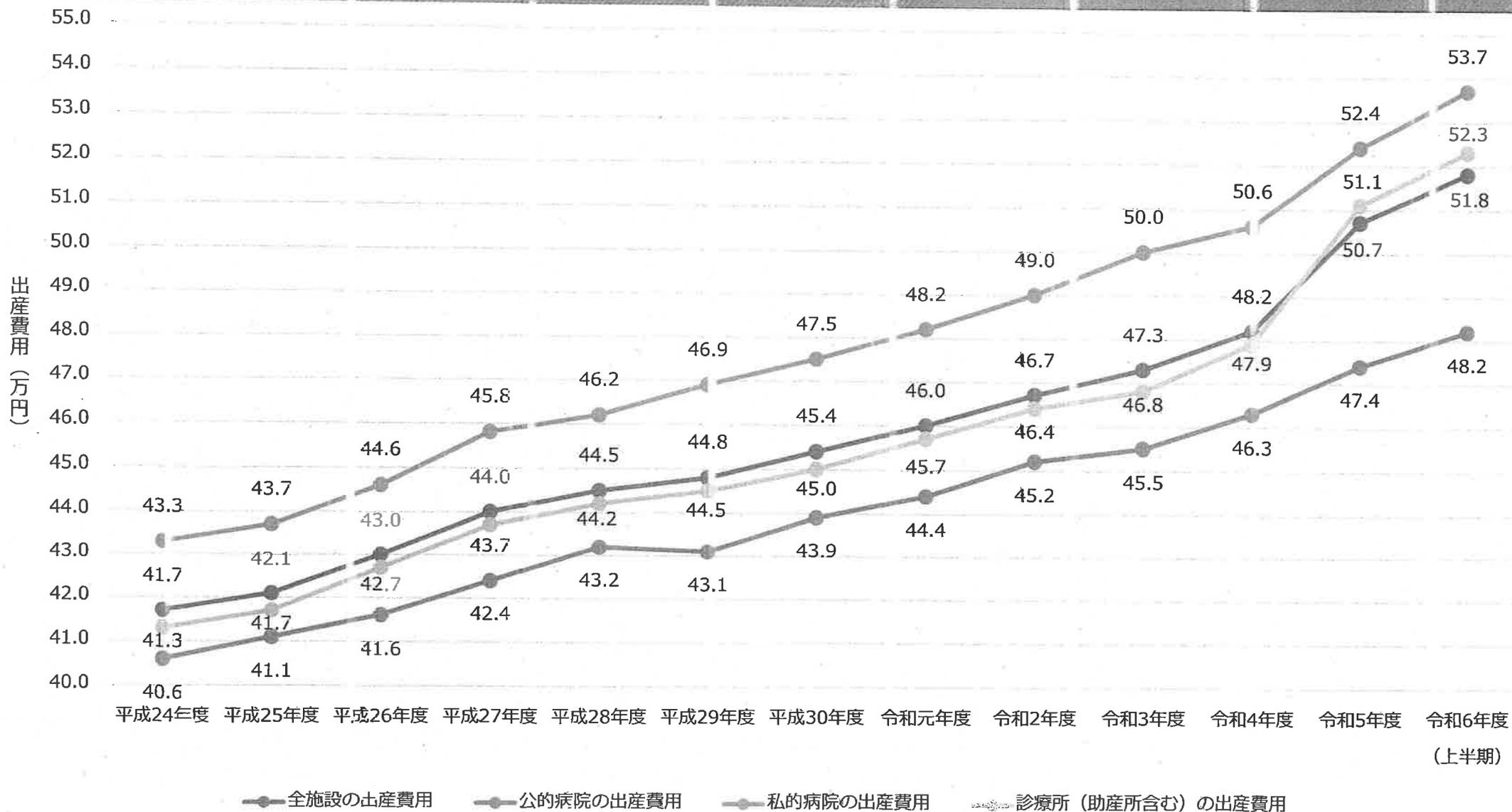
令和4年1月～ 原則42万円（本人分40.4万円→40.8万円引上げ）

- 産科医療補償制度の掛金を1.6万円から1.2万円に引き下げ

令和5年4月～ 原則50万円（本人分40.8万円→48.8万円引上げ）

- 支給額の考え方：全施設の平均出産費用約48万円（令和4年度~~24~~推計額）※室料差額、その他（祝膳等）、産科医療補償制度の掛金は除く

正常分娩の平均出産費用の年次推移



※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産費用は妊婦合計負担額から「室料差額」、「産科医療補償制度掛金」、「その他」の費目を除く費用の合計額を指す。

※出産育児一時金の直接支払制度の請求データより厚生労働省保険局にて算出

※令和6年度は令和6年4月から令和6年9月までの半年分の請求データ

都道府県別の正常分娩の出産費用（令和5年度）

- 正常分娩の出産費用の全国平均は506,540円となった。
- 平均出産費用が最も高い東京都と最も低い熊本県の間には約24万円の差が確認された。

	平均値	中央値
全国	506,540	497,420
北海道	436,972	438,100
青森県	409,426	408,566
岩手県	459,794	458,395
宮城県	523,612	532,235
秋田県	443,431	449,580
山形県	502,327	507,400
福島県	480,797	490,760
茨城県	523,316	517,430
栃木県	501,544	513,000
群馬県	518,987	518,000
埼玉県	518,893	518,930
千葉県	519,920	518,000
東京都	625,372	600,800
神奈川県	568,905	564,000
新潟県	497,999	496,650
富山県	496,186	500,668
石川県	486,130	491,580
福井県	456,803	464,580
山梨県	499,026	497,905
長野県	505,052	509,730
岐阜県	498,670	501,150
静岡県	485,857	494,135
愛知県	526,123	517,820

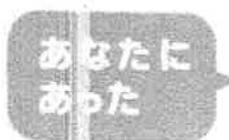
三重県	479,537	483,040
滋賀県	476,685	483,500
京都府	471,147	466,956
大阪府	483,938	488,771
兵庫県	501,776	502,275
奈良県	485,887	495,020
和歌山県	431,294	442,725
鳥取県	408,952	417,030
島根県	466,464	485,000
岡山県	499,065	495,750
広島県	493,700	494,290
山口県	437,806	438,515
徳島県	472,816	474,030
香川県	453,510	456,340
愛媛県	469,551	475,000
高知県	427,812	432,965
福岡県	480,041	482,500
佐賀県	442,980	447,385
長崎県	462,083	469,650
熊本県	388,796	402,230
大分県	441,616	440,000
宮崎県	431,511	441,860
鹿児島県	438,316	443,216
沖縄県	410,143	419,520

※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産育児一時金の直接支払制度の令和5年度請求データより厚生労働省保険局にて算出

※出産費用は妊婦合計負担額から「室料差額」、「産科医療補償制度掛金」、「その他」の費目を除いた費用

※総件数は384,613件



出産施設を
探せるサイト

「出産ナビ」

- 2024年5月30日公開 -

<https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/>



妊婦の方々が、費用やサービスを踏まえて適切に出産施設を選択できる環境を整備するため、全国の出産施設に関する情報の提供を行うWebサイトを厚生労働省が開設・運営します。

掲載内容

出産施設ごとの特色・サービスの内容等に関する情報と、出産費用等に関する情報を併せて公表します。

(施設の概要)

施設種別、病床数、年間の分娩取扱件数、専門職の人数など

(サービスの内容)

助産師外来、院内助産、産後ケア、無痛分娩の有無など

(費用等の情報)

平均入院日数、出産費用の平均額など

掲載施設数

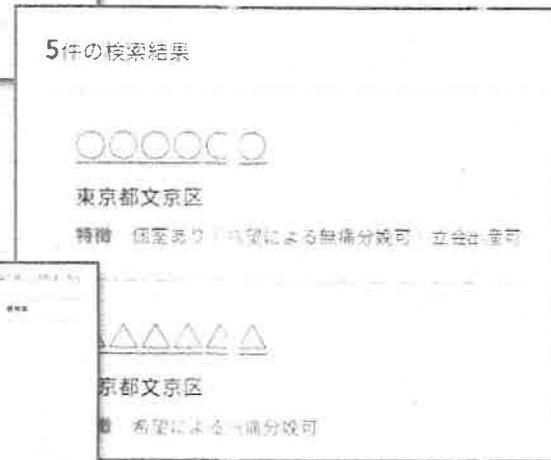
全国2,112施設の情報を掲載 (2024年12月6日時点)

※年間分娩取扱件数が21件以上の施設の約99.9%に加え、20件以下の施設も任意で情報掲載



トップページから、エリアや条件を指定して出産施設の検索を行えます。

条件に該当する出産施設の一覧が表示されます。



それぞれの施設の詳細情報が個別ページで表示されます。

『出産ナビ』の掲載状況・アクセス状況

分娩取扱施設の掲載状況

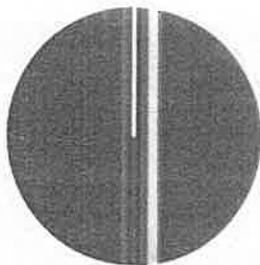
※2024年12月6日時点

掲載施設数

2,112

(開設時から+69)

掲載同意割合



99.9%

病院
100%

診療所
100%

助産所
98%

※掲載同意割合の分母は2023年度に21件以上の分娩取扱実績のある施設のうち、
出産育児一時金の直接支払制度を利用しており、分娩取扱を継続している施設
※出産ナビにはこの他、年間分娩件数が20件以下の施設及び直接支払制度を利用
していない施設も任意で掲載
※掲載同意には掲載原稿の確認中の施設を含む

機能別掲載同意施設数

特定機能病院

82 / 82

総合周産期
母子医療センター

112 / 112

地域周産期
母子医療センター

290 / 290

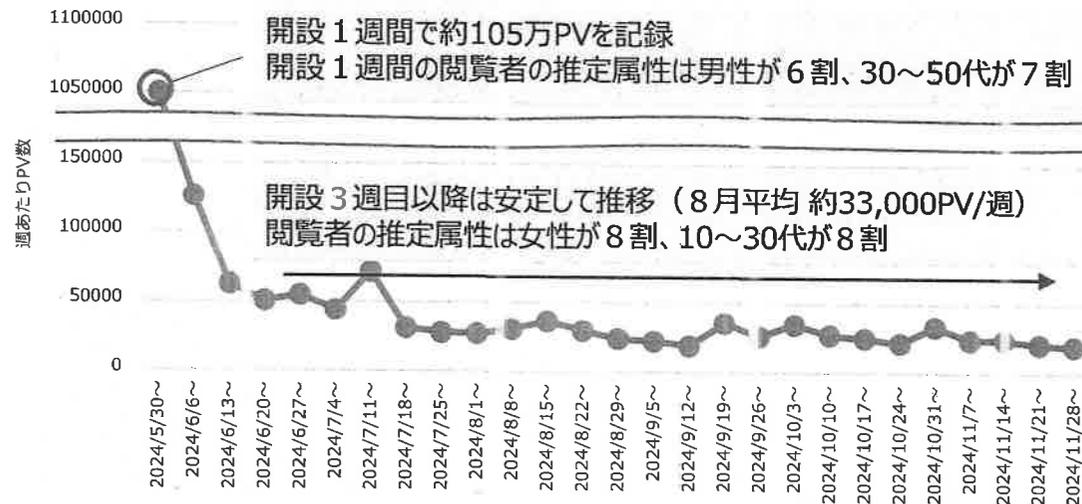
※分娩取扱のない6施設
(がんセンター等)を除く

※分娩取扱のない6施設
(こども病院等)を除く

週当たりPV数の推移

※2024年5月30日(開設日)～12月4日

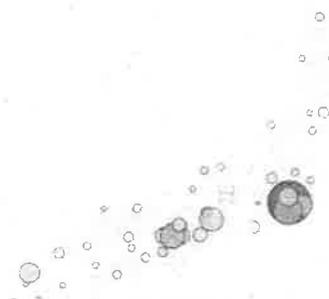
開設から6か月で約200万PVを記録



都道府県別アクセス状況

都市部を中心に全国からアクセスあり

※2024年6月13日～12月4日
(開設3週目以降)



28

各県庁所在地に
都道府県アクセス数を表示

ユーザーの声

- 近くの施設の具体的な出産費用などが施設HPに掲載されていなかったため、「出産ナビ」でおおよその費用が分かって良かった。
- 現在妊活中のため、「出産ナビ」で下調べできたので助かった。
- 施設内部などの写真が見たい。
- サービス内容や出産費用などを比較検討できる機能を追加してほしい。
- 出産時だけでなく、産前や産後に関する情報も掲載してほしい。

妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会の設置について

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、『2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める』とされたことを踏まえ、妊娠・出産・産後に関する様々な支援等の更なる強化の方向性について具体的な検討を行うべく、有識者の参集を得て検討会を開催する。

構成員

◎：座長 ○：副座長
(五十音順、敬称略)

- 全国衛生部長会会長／高知県理事（保健医療担当）
奈良県立医科大学教授
公益社団法人日本看護協会 常任理事
公益社団法人日本産科婦人科学会 常務理事
健康保険組合連合会 会長代理
三重県鈴鹿市長
公益社団法人日本助産師会 会長
日本大学医学部 主任教授
- ◎ 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
広島県府中町長
株式会社ベネッセエデュケーション たまごクラブ前編集長
特定非営利活動法人manma 理事
公益社団法人日本医師会 常任理事
一般社団法人日本周産期・新生児医学会 理事
公益社団法人日本産婦人科医会 副会長
日本労働組合総連合会生活福祉局 次長
- 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク 副所長
株式会社赤ちゃん本舗コミュニティデザイン統括部長

※ 必要に応じ、構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることとする。

検討事項

- (1) 出産に関する支援等の更なる強化策について
 - ・ 医療保険制度における支援の在り方について
 - ・ 周産期医療提供体制の在り方について など
- (2) 妊娠期・産前産後に関する支援等の更なる強化策について
- (3) その他

事務局

- ・ 本検討会は、厚生労働省医政局長及び保険局長並びにこども家庭庁成育局長が開催する。
- ・ 本検討会の庶務は、厚生労働省医政局地域医療計画課並びに保険局保険課及び医療課並びにこども家庭庁成育局母子保健課において処理する。

開催日

- | | |
|--------|----------------------------|
| 第1回検討会 | 2024年6月26日 |
| 第2回検討会 | 2024年8月1日（医療者等からのヒアリング） |
| 第3回検討会 | 2024年8月21日（妊産婦等からのヒアリング） |
| 第4回検討会 | 2024年9月11日（医療保険者等からのヒアリング） |
| 第5回検討会 | 2024年11月13日（ヒアリング等） |
| 第6回検討会 | 2024年12月11日（今後の議論の進め方等） |

妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会について

これまでの開催状況

第1回検討会 2024年6月26日

- (1) 検討会の設置について
- (2) 妊産婦等の支援策等をめぐる現状について
- (3) 実態調査について

第2回検討会 2024年8月1日

- (1) 周産期医療や母子保健事業の提供側からのヒアリング
 - ・公益社団法人日本産婦人科医会
 - ・公益社団法人日本産科婦人科学会
 - ・一般社団法人日本周産期・新生児医学会
 - ・公益社団法人日本看護協会
 - ・公益社団法人日本助産師会

第3回検討会 2024年8月21日

- (1) 妊産婦の当事者からのヒアリング
 - ・妊産婦の当事者（3名）
- (2) 妊産婦の声を伝える者からのヒアリング
 - ・株式会社赤ちゃん本舗
 - ・株式会社ベネッセコーポレーション
 - ・一般社団法人全国妊娠SOSネットワーク
 - ・コネヒト株式会社

第4回検討会 2024年9月11日

- (1) 医療保険者・医療提供側等からのヒアリング
 - ・全国衛生部長会会長
 - ・一般社団法人日本産科麻酔学会
 - ・健康保険組合連合会
 - ・公益社団法人日本小児科医会
- (2) 自治体からのヒアリング
 - ・三重県鈴鹿市
 - ・広島県府中町

第5回検討会 2024年11月13日

- (1) 出産費用の見える化等の効果検証について
 - ・出産なびの妊産婦へ与える影響について
 - ・出産なびの運用状況等について
 - ・出産費用の状況等について
- (2) ヒアリング
 - ・東京大学大学院講師 [氏]
 - ・弁護士 [氏]
 - ・静岡大学人文社会科学部教授 [氏]
 - ・前田産科婦人科医院理事長 [氏]

第6回検討会 2024年12月11日

- (1) 今後の議論の進め方等について
- (2) 出産なびについて

医療従事者のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療従事者との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- ・レイプ(膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害)、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- ・レイプドラッグなどによる被害もあります。
- ・被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。

性暴力は、「性犯罪」となる
場合もあります

例えば…

- 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- 性的姿態等撮影罪 など

NO!



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

などを受診する可能性があります。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



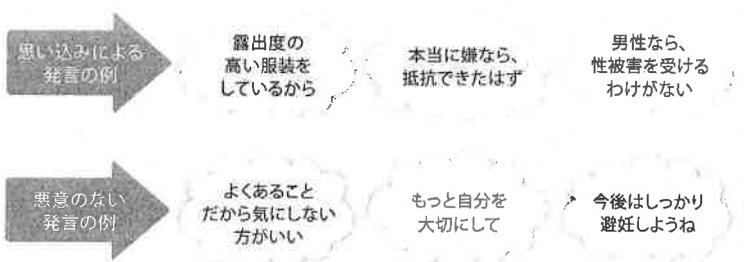
コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、



内閣府
男女共同
参画局



厚生労働省
医政局

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

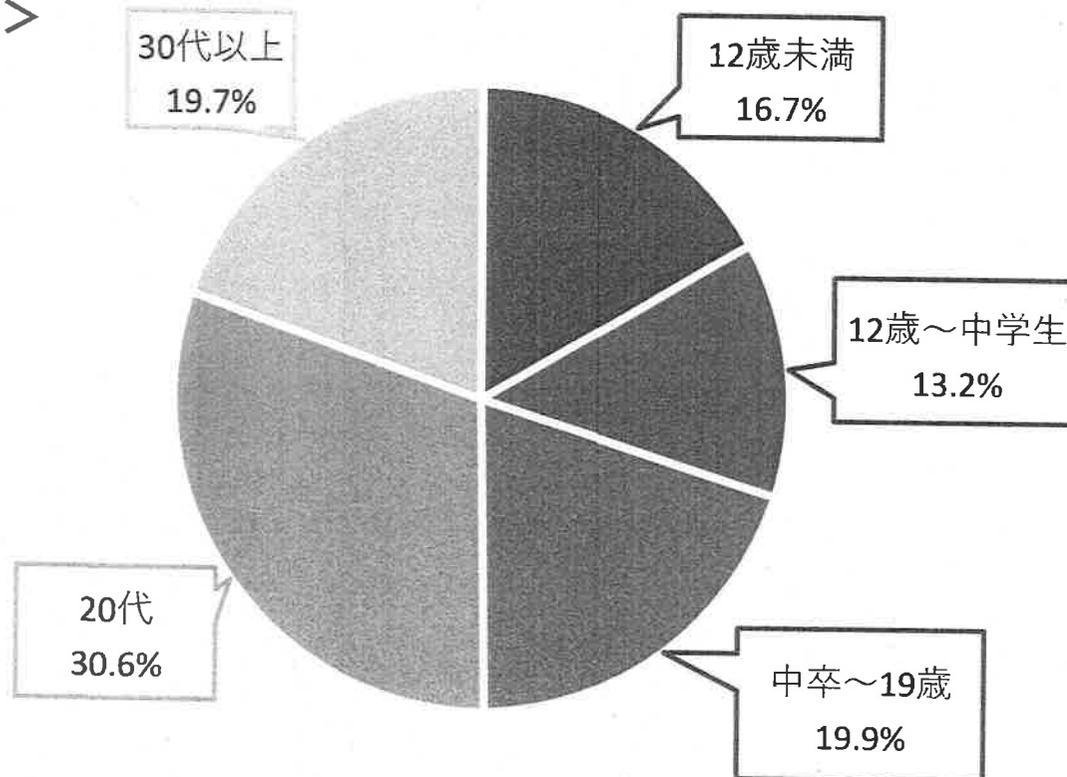
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



N=539

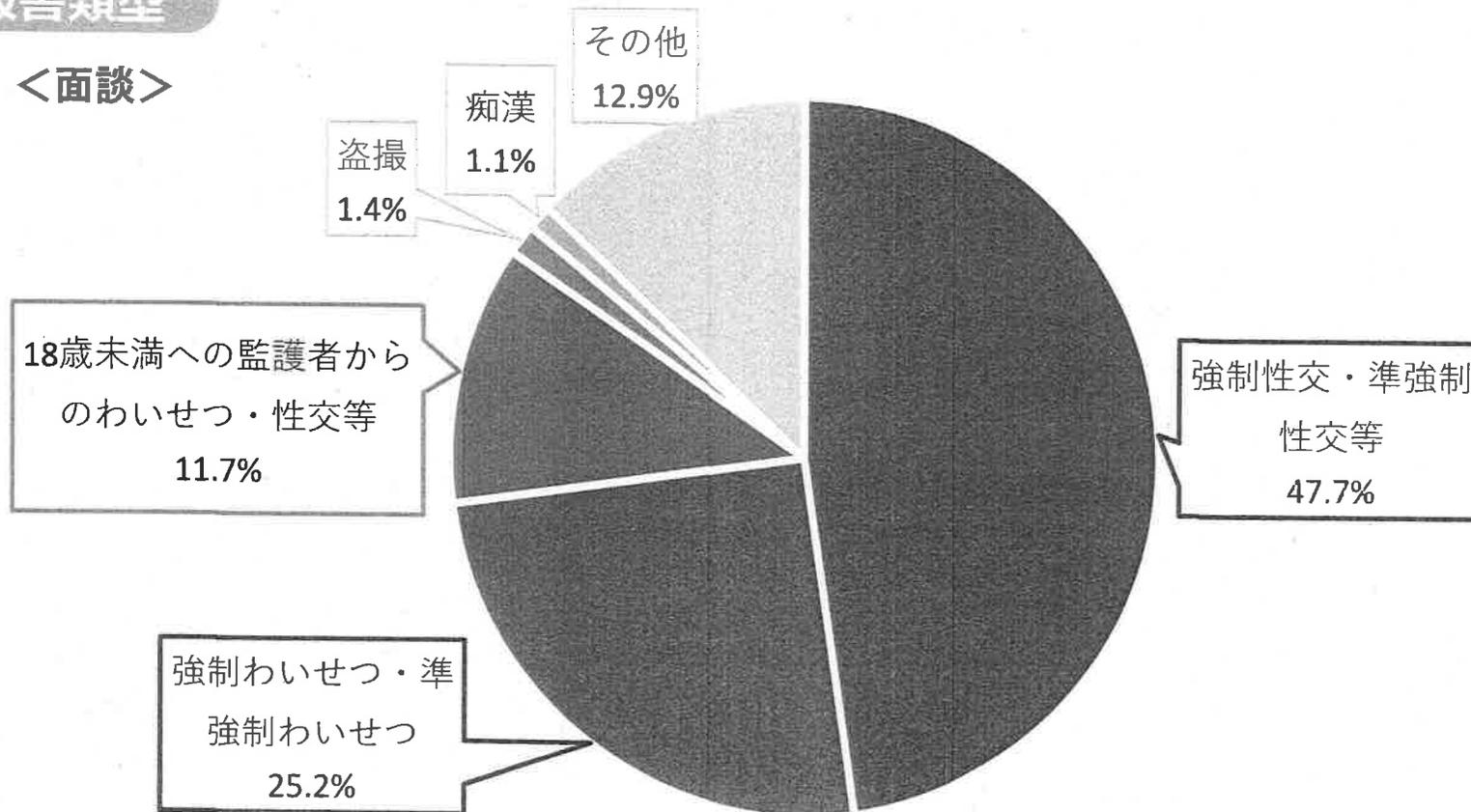
※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

ワンストップ支援センターへの相談の被害類型

「強制性交等・準強制性交等」が最も多く、約半数を占めており、次に「強制わいせつ・準強制わいせつ」が多くなっている。「18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等」が1割超に及んでいる。

被害類型

<面談>



N=711

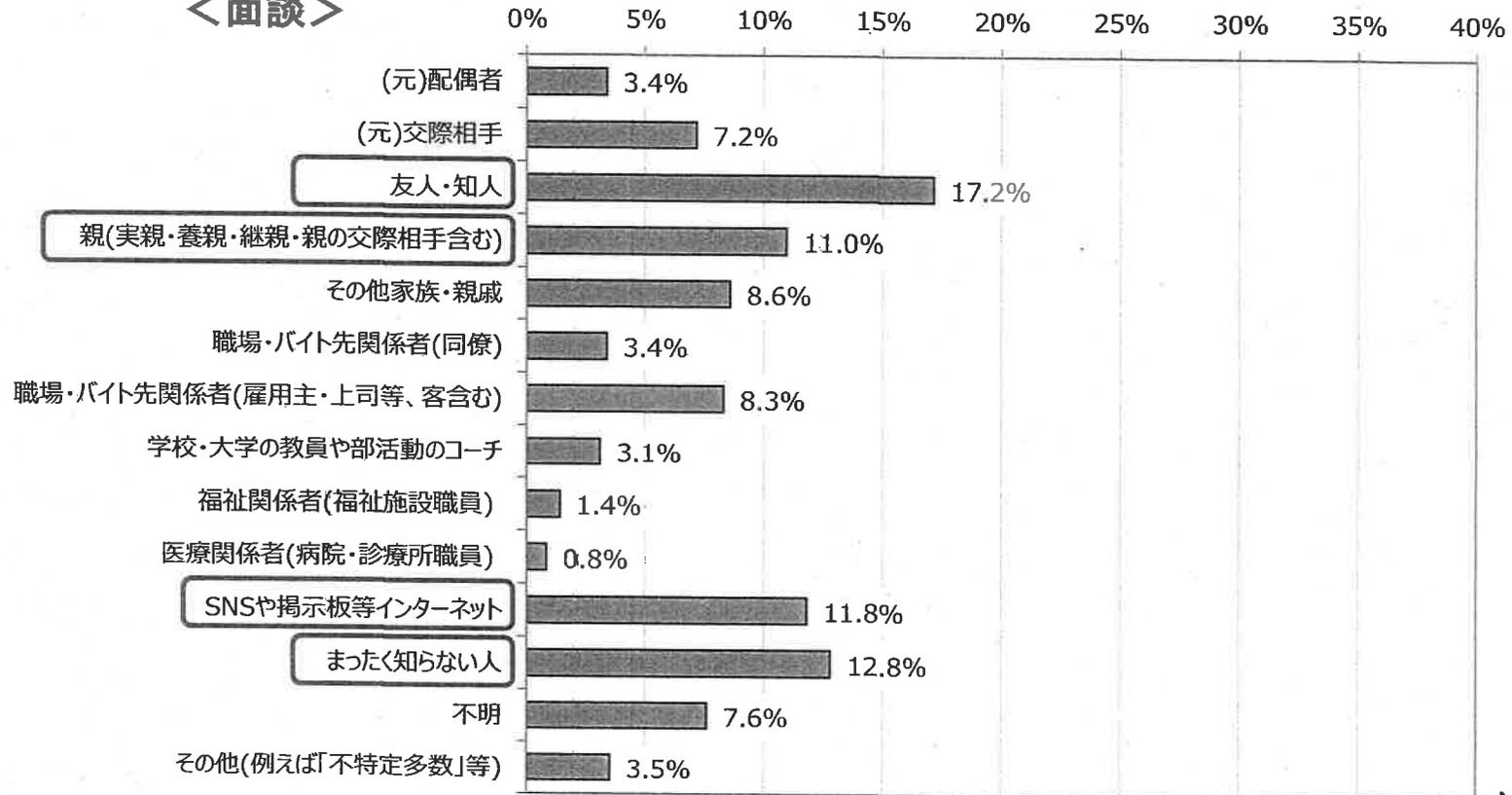
(令和4年6月～8月)

加害者との関係

「友人・知人」が最も多く、次いで、「まったく知らない人」、「SNSや掲示板等インターネット」、「親(実親・養親・継親・親の交際相手含む)」の順に多くなっている。

加害者との関係

<面談>



N=711

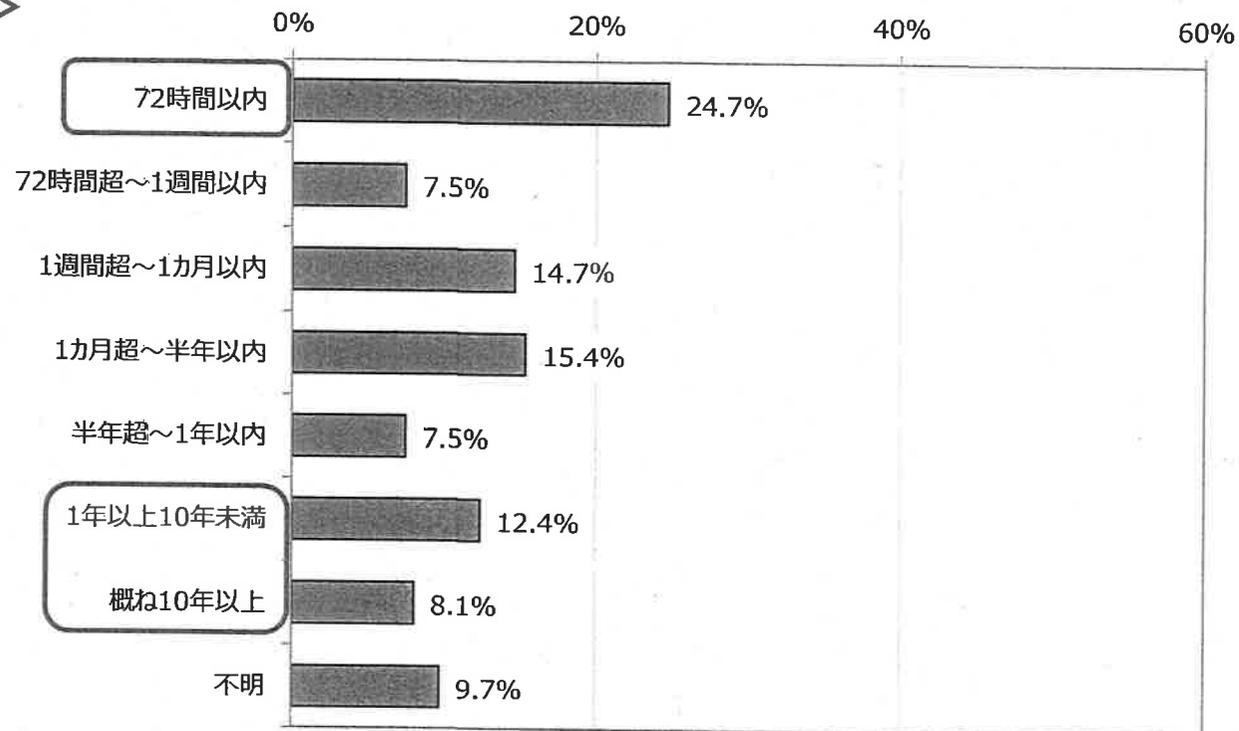
(令和4年6月～8月)

ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。一方で、「1年以上10年未満」・「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

相談までに要した時間

<面談>



N=708

(令和4年6月～8月)

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~) 通話料無料化(R4.11~)



「#8891」 (はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」 R2.10/2~

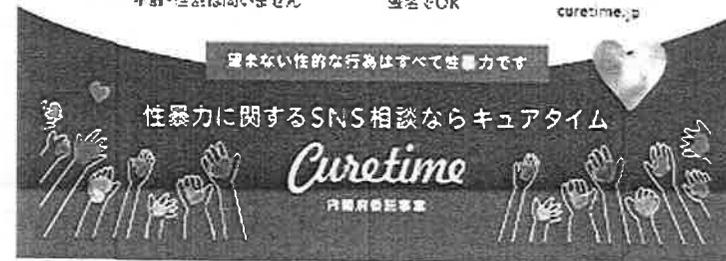
性暴力の悩み、チャットで
相談してみませんか?



年齢・性別は問いません

匿名でOK

curetime.jp



同意のない性的な行為は
全て性暴力です。

無料で相談できるSNS相談
Curetime



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目的 役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数
(か所数)

・47都道府県
(52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

- ・内閣府から、都道府県等に対し
「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

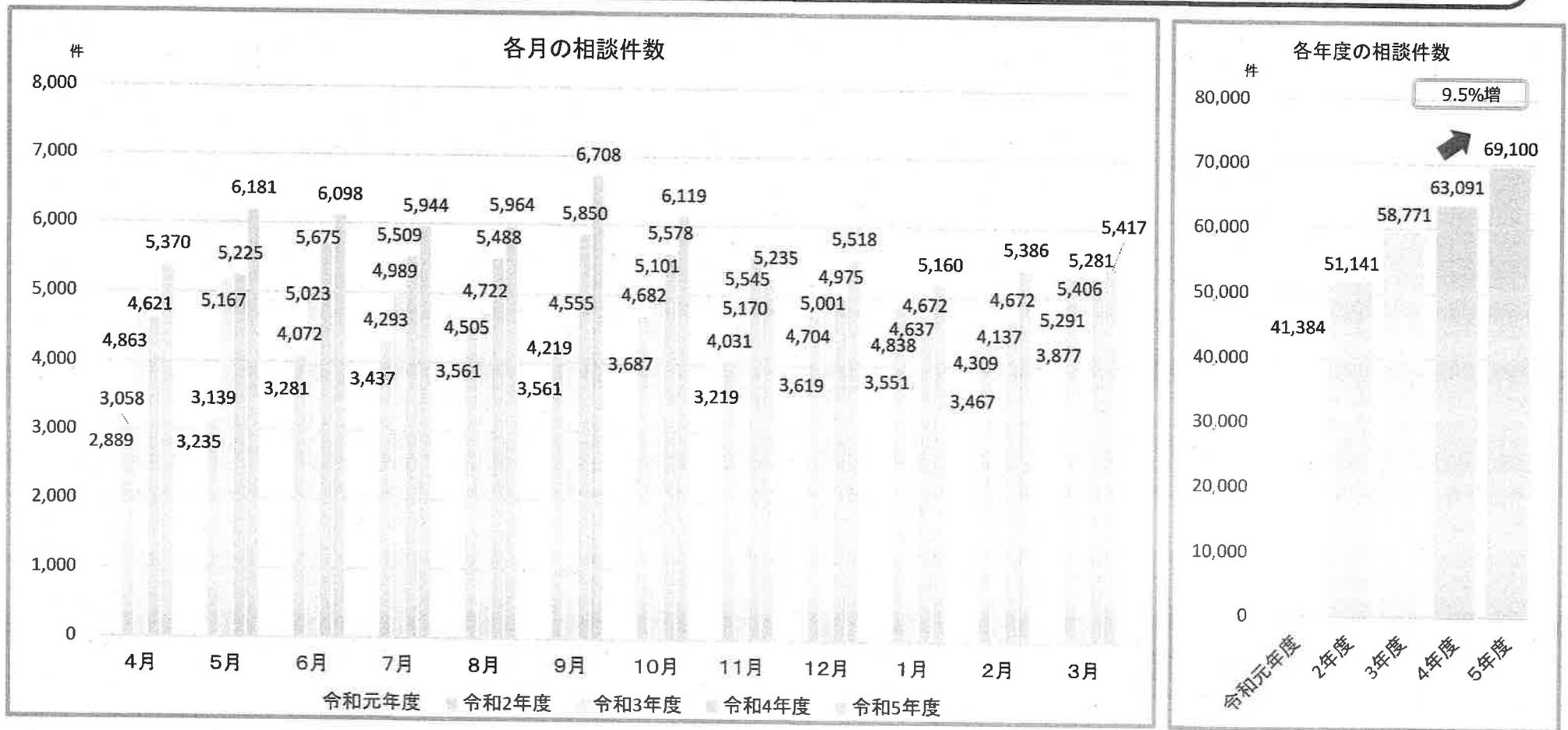
- ・21都府県(令和6年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

・69,100件(令和5年度)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～5年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加。
令和5年度は、前年度比9.5%増。(11月を除き、前年度を上回って推移)



注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。

2. 対象となるセンターは、令和元年度49か所、令和2（2020）年49か所、令和3（2021）年度49か所、令和4（2022）年度50か所、令和5（2023）年度50か所。

助産雑誌

6

2024
vol.78 no.6
Nov. - Dec.

The Japanese Journal for Midwives

特集

「私のからだは私のもの」から始める
初期中絶のケア

アデレード女性刑務所 (Adelaide Women's Prison)における 社会復帰に向けた取り組み

大手前大学大学院国際看護学研究科
鈴井江三子 すずい えみこ

加古川刑務所法務事務官看守
濟木 幸 いづみ さち

兵庫医科大学看護学部
西村明子 にしむら あきこ

女性受刑者のトラウマに配慮した 支援策を求めて

筆者(鈴井)は、2013(平成25)年2月に発足した「女子刑務所のあり方研究委員会」と、同委員会を中心に始まった「女子施設地域支援モデル事業」に2016年から関わり、今年で9年目を迎えました。その間、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て相談をしながら、女性受刑者を対象とした調査も実施してきました。その結果、全女性受刑者のうち18歳未満の子どもをもつ女性受刑者の割合は約40%であることが分かりました。また、覚せい剤取締法違反(以下、覚せい剤)で入所している女性受刑者の多くは、家族機能が乏しい環境で育ち、被害児童としての被養育体験をもっていることも分かりました。加えて、罪名に関係なく実父や義父・内縁の夫に性暴力や恐怖体験を受けた女性受刑者の多くは、小学校高学年から家出や夜間徘徊を繰り返し、シンナーを常用後、覚せい剤の使用につながっていました。特に、性暴力の被害児童は、中学生頃からその怒りや憎悪をぶつけるように、いわゆる「おやじ狩り」や集団リンチなど、破壊的・暴力的

行為に及んでいる者もいました。

こうした被害児童としての行動特徴は学校や社会の中で理解されず、地域社会から疎外され、信頼できる人間関係の構築も乏しいままに成長するという成育歴につながり、覚せい剤を介しての利害関係が主な人間関係になることも少なくありません。そのような女性受刑者は、適切な養育体験や信頼する人間関係が乏しい中で、妊娠・出産を繰り返し、自分の子どもとの接し方が分からないと葛藤しています。

モデル事業の開始と時を同じくして、2016年12月には再犯防止推進法が成立し、受刑者への就労や住居の確保、薬物依存者への支援や犯罪をした者等の特性に応じた効果的な取り組みが始まりました。女性や発達上の課題を有する者への指導や支援の充実も推進計画として策定され、女性受刑者の特性に配慮した入所中の対応や指導は、再犯防止に必要な不可欠な勘案事項として明示されました²⁾。

こうした背景を受けて、どうしたら被害児童としてのトラウマを抱えている女性受刑者き支援し、再犯を繰り返さずに社会復帰できるのかを筆者らは考え続けてきました。そして女性や子どもへのケアに取り組

む刑務所の先進事例に学ぶため、2017年にオーストラリア・アデレード州にあるアデレード女性刑務所を視察しました。しかし、当時のアデレード女性刑務所は、女性受刑者への社会復帰に向けた取り組みが始まったばかりで、まだまだ閉鎖刑務所としての特徴が色濃くありました。以前、本誌で紹介した7年前の写真は、高いフェンスだけが写っているものでした³⁾。その後、同刑務所より、本格的に社会復帰支援に向けた取り組みがなされている女性刑務所として紹介されたのが、パース州にあるボロニア出所前センター(Boronia Pre-release Center)です⁴⁾。しかし、同センターは出所前の開放施設であり、筆者が関わっている加古川刑務所の閉鎖刑務所とは随分と処遇内容が異なります。よりよい地位と収入を得ることを目的にした学位取得や管理職、またはシェフなどの専門職業人を目指す訓練施設を兼ねており、筆者らが参考にできる取り組みではありませんでした。そのため、閉鎖刑務所でトラウマケアや母子支援を実践している英国の閉鎖刑務所にも見学研修に行きました⁵⁾が、具体的なトラウマケアの方策は分かりませんでした。

近年、アデレード女性刑務所が本格的に社会復帰支援の取り組みを行い、再犯率が改善しているという情報を得たことから、再度、同施設での研修を行い、社会復帰に向けた女性受刑者支援について具体的な方法を学ぶことができました。本稿では、その内容を紹介します。

地域社会への復帰を目標にした リハビリテーション施設としての変革

2016年、南オーストラリア(以下、SA)州における2年以内の再犯率は46%と高

いものでした。再犯率の低下は地域社会の安全確保につながるため、SA州政府は、2020年までに10%の再犯率の改善を目標に刑務所改革に取り組みました。その結果、再犯率は15%の削減に成功し39.3%となり、全国平均の53.1%を大きく下回りました。この成果を受けて、SA州政府は、2026年までに再犯率をさらに20%削減するという公約「20by26」を新たに発表しました⁶⁾。そのため各刑務所では本格的な受刑者の社会復帰を目標にして、地域社会への復帰、雇用の確保、先住民族アボリジニのルーツを持つ受刑者に対する対応、刑務官のWell-being確保、多職種連携を柱にし、多面的な取り組みを実践しています。例えば、受刑者が暮らす刑務所内の環境にも着目し、鉄のフェンスの前に観葉植物を植えて自然な緑のフェンスに代替えています。また、受刑者が製作したアボリジニの絵画やオブジェを飾り、受刑者だけでなく刑務官の心の安寧にも役立つ工夫がされています。

こうした家庭的な雰囲気環境づくりは、アデレード女性刑務所全体にみることができず。今回、正面入口で撮影した写真を、7年前のフェンスの写真^{写真1}と比較すると分かりやすいのですが、面会に来た家族や子どもたちが萎縮しないように、入りやすい雰囲気を作った建物が変わっています^{写真2}。また、面会室もホテルのロビーのように天井を高くして空間を確保し、窓も大きく自然の光が入るようにしています。面会室は子どもたちが遊べる園庭とつながり、女性受刑者と家族がくつろげるデザインになっています。

この他、女性受刑者のセキュリティレベルによって居住空間と自由度が変わるようにもしています。セキュリティレベルは



7年前のアデレード女性刑務所の正面玄関(文獻3より)

「安全性が担保できる」「安全性はある程度担保できる」「安全性は低く、警戒が必要である」の3段階に分けて、それらのセキュリティに合わせた居住環境にゾーン分けをしています。

最も安全性が高い受刑者の収容施設はオープンシステムを採用し、ここではコテージと呼ばれる平屋の一軒家に6~8人が共同生活をしています。朝8時から夜8時まではコテージ玄関のロックは開錠され、全員、庭での散歩や犬の運動、図書室、教育棟、ジムなどの施設を自由に使用することが可能です。夜の8時から翌朝8時までは玄関が施錠されますが、コテージの中は自由です。また、お金の管理も各自で行い、必要な食料品や日用品も注文することができます。食事は自分たちで作るため、食器や調理器具なども充実しています。

中程度のセキュリティの場合は、2階建てのアパートのような建物で共同生活をします。自由時間は短縮され、8時から15時までとなり、15時以降には各建物に戻り、入り口は施錠がされます。食事は自炊または配給のため、食器などの種類も限られています。

そして、最も厳しいセキュリティゾーンの場合は、日本の矯正施設と同様に、各部署が施錠され、一日2時間の運動以外は居



男性受刑者制作のオブジェや木々を植えたアデレード女性刑務所の正面玄関。向かって左から Kymberley McKay 氏、瀧木、鈴井

室に留まり、食事は配給されたお弁当を自室で摂ります。

こうした生活レベルの違いを知ること、入所者はより自由度を求めて自己の生活習慣を振り返り、社会性のある言動をとる契機になります。

入所時のゾーン分けは、「Initial Security Assessment(セキュリティ評価表)」を用いて行われ、「刑期の長さ」「犯罪の種類」「再犯までの期間」「行動・規律違反および事件の関与の程度」「犯罪歴」「前科」「脱走歴(5年以内)」の項目を点数評価して決めます。入所後は、言動や協調性、社会性、規律違反の有無によって、ゾーンの移動を決めます。喧嘩をしてトラブルを起こしたり、共同生活が苦手な社会性に乏しいことが指摘されたり、規律違反をしたりした場合は、速やかにセキュリティの高いゾーンに変更し、厳しくルールを遵守する態度を育てるとのことでした。

トラウマインフォームドケアを 基盤においた メンタルヘルスの取り組み

アデレード女性刑務所では、女性受刑者の社会復帰は、女性受刑者もつトラウマへの理解や癒しを抜きにしては達成しない

と考えて、主に5つの支援活動が行われています。

まず1つはトラウマインフォームドケアの充実です。女性受刑者の70~90%は、児童虐待やDVなど複合的な暴力を受けており、それらの暴力によるトラウマが影響して犯罪を誘引するという、トラウマと犯罪行動の相互作用があると報告されています⁸⁾。また、深刻な暴力を受けて成長した女性は、それが日常であるために、暴力の恐怖からくる情緒不安定や不眠、過緊張、うつなどの症状があっても、それに気が付かず、自分が悪いと自己肯定感が低いままだといいます。刑務官は、こうしたトラウマに関する理解をもって、女性受刑者に関わるようにしています。

2つ目は、精神科疾患や症状への対応です。前述した暴力によるトラウマ体験が癒されないままに成長しているため、女性受刑者の中には自殺未遂や自傷行為など、重篤なPTSD(心的外傷後ストレス障害)の症状がみられる人が多くいます。その割合は一般の女性の20倍高いといわれています⁷⁾。また、自傷行為やトラウマ体験がある人はパーソナリティ障害の特徴を有する言動をすることも多く、トラウマ体験に類似した罵声や支配的行動により、PTSDの症状を発症することも珍しくありません。よって、刑務官はトラウマのフラッシュバックを避けるために、大声で叱る、罵声を浴びせる、支配的態度をもって命令するといった言動をしないように留意し、トラウマを内包する女性受刑者が安心して生活し、社会復帰に向けた意欲を高める関わりをしています。

3つ目は薬物乱用や依存症の理解とその対応です。女性受刑者の多くは、未成年期の児童虐待やパートナーとの関係性の中で

暴力を受け、対処療法として薬物やアルコールを服用して自己治療をしていることも報告されています⁷⁾。そのため男性の刑務官は、女性受刑者と会話をする際に、会話の相手を尊重する、暴力的でない態度に留意し、女性受刑者が男性と対等に会話することを学べるようにしています。また、面会時の女性受刑者と子どもやパートナーとの関わりも観察し、必要に応じて暴力的でない言動に関する教育的指導をパートナーにも行うようにしています。

4つ目は経済的困窮に対する社会福祉の活用です。元々、SA州では女性の就業率や賃金が男性よりも低い傾向にありました。特にここ5年は、移民を多く受け入れる政策転換によりSA州の人口が増加し、住居や物価が上昇していることから、出所後の経済的支援なしに地域社会での自立した生活を送ることが困難な状況となっています。よって、女性受刑者の職場と住居の確保、および社会福祉による経済的支援を行うことは、再犯防止に向けた取り組みとしてとても重要な支援となっています。そのため、出所前または出所後も、女性受刑者やその子どもにとって何が必要で、どういった仕事や生活保障があれば子どもの安全が守られるのかなどについて、ソーシャルワーカーや児童相談所、または公共職業安定所や健康管理局の専門職が刑務官と連携して情報交換をしてサポートしています。

5つ目は地域社会における人間関係構築に向けた支援です。これは女性の社会復帰に向けたリハビリテーションには欠かせない事柄になります。女性が安心して子育てができる、または、「その人らしい生活」などを確保して、安定して暮らしている関係性を維持する支援も行っています。他方、親や夫、パートナーとの既存の人間

関係に問題があり、女性が暴力を受ける状況であればそれを見つめなおして、自分の人生を好転させて生きていけるように支援することも重要だといえます。女性受刑者を支える家族や友人、または社会福祉関連のサポートの在り方は、出所後の女性の「生き方をえたい」という意欲にも影響を与えるため、刑務官は女性受刑者の社会復帰後も相談支援を継続しています。

以上の5つの活動を、刑務官とそれぞれの専門職による多職種連携で行い、出所後の社会復帰を支援しています。

ヘルスセンターの設置

ここには社会復帰を目指すリハビリテーション施設として「ヘルスセンター」が設置されています。トラウマを抱えている女性受刑者が圧倒的に多いということから、メンタルヘルスへの取り組みも熱心であり、精神科専門医による診察室を設けています。さらに内科医、歯科医、眼科医、整形外科医、精神科医、臨床心理士などによる定期健診も行われ、必要に応じて内服薬の処方を行います。看護職は20名が勤務し、うち常勤は3名(看護師2名、助産師1名)で、後の17名は非常勤です。勤務体制は2交代制で午前7時から午後3時半までと、午後1時から午後9時半までとなり、深夜帯の勤務シフトはありません。

看護師の医療的業務は主に投薬管理と筋肉注射のみで、点滴は危険性が高いため実施していません。点滴が必要な場合は、病院への搬送となります。投薬は、安全性が高い人には自己管理をするように内服薬を一箱単位で渡します。やや安全性の高い人には1週間分のみを小分けにして渡し、もっとも危険性が高い人には毎回、必要な

内服薬を渡すようにしています。助産師は妊婦の健康チェックと出産、育児に関わりますが、子どもをもつ女性受刑者が子育ての先輩となって、施設内での子育てに関わります。出産は連携している病院で行い、刑務官が二人帯同します。出産時の拘束は手ではなく足首につけるようですが、個室に入室するため室内では比較的自由に動くことが可能です。

刑務官へのトラウマケア

今回の訪問で最も印象的であったのは、刑務官へのトラウマケアの充実です。女性受刑者へのトラウマケアには、刑務官の役割がとても重要だと位置づけられており⁹⁾、刑務官の Well-being を図ることで、より安定的な女性受刑者への関わりができるという考え方があります。つまり、トラウマインフォームドケアへの取り組みが組織全体のものとして実践されているのです。刑務官が処遇上で受ける心身への暴力はトラウマとなり、それを癒さないと女性受刑者へのケアはできません。そのために、刑務官の癒しとして定期的なカウンセリング以外に、ジムやヨガ、またはメディテーション(瞑想)のスペースを確保しています。こうした取り組みは男性刑務所も同様でした¹⁰⁾。

日本における女性刑務所の現状と今後の展望

2024年現在、女性受刑者を収容する刑務施設は全国に11カ所あります。そこでは女性受刑者に対して再犯防止を目的としたさまざまな処遇プログラムが実施されています。例えば、依存症に関する教育プロ



オープンシステムを取り入れた Mobilong Prison 男性刑務所の正面玄関。向かって左から Rowan Walling 副所長、鈴井、濱本、西村、Kymberley McKay 所長

グラム以外に、助産師による子育て支援や出産に伴う保健指導、性教育等です。しかし、女性受刑者の収容方法は地域性を考慮した地域収容を原則としているため、男性受刑者のように犯罪傾向や刑期、年齢、社会性の問題行動等によって収容施設を分けていません。

そのため、犯罪傾向の加重に関わらず、同一のセキュリティレベルで全女性受刑者が収容されているため、出所までは閉塞感のある生活環境で暮らし、何も考えないようにならざるを得ない。比較的单純な工場での作業に従事しています。また、女性受刑者の約4割は18歳未満の子どもがいる女性たちで、子どもが面会に来ることもあります。面会室はまだまだ無機質な壁とアクリル板のある部屋で、子どもへ緊張と委縮を感じさせるようなつくりです。よって、まずは小さな変化として、アデレード女性刑務所と同じように、子どもの来る面会室を居心地のいい空間に変える取り組みから始めてほしいと期待しています。

今回は、アデレード女性刑務所に加えて、男性の受刑者を収容するセキュリティが重度の閉鎖刑務所とオープンシステムを取り入れた刑務所の3施設を訪問し、施設の違いを学ぶことができました。こうした機会を設けていただいたアデレード女性刑務所所長 Kymberley McKay 氏と女性アドバイザーの Kate Hollard 氏、Yatala Labor Prison 所長 Chelsea Diunn、および Mobilong Prison 副所長 Rowan Walling 氏に深く感謝いたします。

本研究は科研究費基盤(C)(23K10171)により実施しました。

【文献】

- 1) 鈴井江三子、齋藤雅子、芳田茂樹ほか：子どもをもつ女性受刑者の養育体験と未青年期の行動特徴。母性衛生。60(1)：118-127, 2019.
- 2) 法務省：我が国における再犯防止対策。<https://www.moj.go.jp/content/001278352.pdf> [2024/7/1 アクセス]
- 3) 鈴井江三子：子どもをもつ女性受刑者への子育て支援と助産師の役割。助産雑誌。72(4)：276-280, 2018.
- 4) 鈴井江三子、小村大樹：Boronia Pre-release Center for Women を視察して—オーストラリア・パース州における女子受刑者の社会復帰に向けた取り組みの一例。助産雑誌。74(8)：604-607, 2020.
- 5) 鈴井江三子、泉千晶、野口千里：女性受刑者の社会復帰支援に向けた英国における取り組み—英国ブロンズフィールド女性刑務所およびイーストウッドパーク女性刑務所視察報告。助産雑誌：77(2)、168-171, 2023.
- 6) Government of South Australia, Department for Correctional Services: 20BY26 REPORT 2023.
- 7) Government of South Australia: Women's Action Plan—Strong Foundations and Clear Pathways 2, 2019-24.
- 8) Bloom B, Covington S: Addressing the Mental Health Needs of Women Offenders. Gido R, Dalley L eds: Women's Mental Health Issues Across the Criminal Justice System. Prentice Hall, pp160-176, 2008.
- 9) HM Prison & Probation Service (HMPPS): Women in custody foundation training—HMPPS learning and development 2021.

鈴井江三子(すずい えみこ)
大手前大学大学院国際看護学研究所
〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-88

厚生労働大臣 殿

内閣府特命担当大臣（男女共同参画・こども政策） 殿

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を持続可能にするための支援確立を求める意見書（案）

（自由民主党堺市議会議員団提案分）

令和6年度に大阪府の性暴力救援センター大阪・SACHICOは病院拠点型ワンストップセンターとしての存続が危機に瀕する事態となった。その理由は、性暴力被害者の診療を行う中心となる産婦人科医師の退職や、SACHICOの運営による病院経営の負担が増大したためである。基本的に性暴力被害者支援には予防教育、早期発見、介入、要支援・治療ケースへの支援の上に司法支援や生活支援までが含まれてくる。

早期発見、初期の介入時における被害者の初期対応は、協力医療機関とワンストップ支援センターで行っている。協力医療機関が入口の場合、医療上必要な初期対応（外傷の確認、証拠物採取、被害者の安全：緊急避妊薬処方、感染症検査）を行い、ワンストップ支援センターへ報告、相談の推奨、ワンストップ支援センターがその後の相談・司法、福祉への連携、継続診療への推奨を行っている。また、ワンストップ支援センターが入口の場合は、初期診療を行い、必要であれば最寄りの協力医療機関を紹介あるいは同行して連れていき、その後の相談・司法や福祉への連携、継続診療の推奨を行っており、その役割は重要である。

大阪府のSACHICOは、現在の全国の都道府県に設置されているワンストップ支援センターの草分けであるが、今回の事態を契機に今後の性暴力救援センターの持続可能な存続のために、政府において、下記の課題解決と支援の確立を要望する。

記

1. 早期発見と初期の介入体制について、24時間電話相談と初期診療体制、性暴力被害についての救急体制も含めて再構築すること。
2. 協力医療機関については、産婦人科だけではなく、小児科、精神科、泌尿器科、肛門科や外科などの診療機能を有する協力機関を募集し、間口を拡大する。また、刑法改正に伴い、13歳未満の被害者に対する適切な診療が必要であり、専門性を有した医師を確保すること。
3. ワンストップ支援センターで相談業務の中心を担う支援員の育成と確保を行い、常勤職員としての雇用体系を確立し、24時間稼働型オフィスの維持を行うこと。
4. ワンストップ支援センター及び協力医療機関における証拠物採取、緊急避妊薬処方、性感染症検査については、警察の同行の有無にかかわらず、これを公費負担とすること。
5. 初期の段階から、精神科診療との連携を行うこと。
6. 男性被害者、LGBTQ+の人々に対する相談や診療体制を実施すること。
7. DV防止法や女性支援新法の適切な運用をはかり、性暴力被害者への対応を充実させ、途切れない支援の提供体制の充実を図ること。
8. 誰もが性暴力の加害者にも被害者にもならないために、包括的性教育を行う支援法を制定すること。
9. 司法に供する検体の保管については、警察とも連携し、バーコードなどによる検体識別管理やDNAの安定性の確保が行えるルールと機材を整備すること。
10. 地域保健や医療の現場において、看護師、助産師、SANE、精神保健福祉士、公認心理師等で性暴力被害に対する包括的な対応ができる人材の育成を行うこと。

11. 裁判で証人となる医師への保護体制を整備し、司法制度における医師の安全を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

堺市議会

厚生労働大臣 殿
法務大臣 殿

18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援強化を求める意見書(案)

(自由民主党堺市議会議員団提案分)

令和7(2025)年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヵ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めている。

令和4(2022)年6月17日に刑法改正(法律第67号)で、「懲役刑」から「拘禁刑」になり、受刑者の社会復帰については、より柔軟な処遇改善が可能となっている。平成28(2016)年4月より、「女子施設地域支援モデル事業：現女子施設地域連携事業」により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務した看護大学の教授が、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て相談を行った。また同時に女性受刑者のもつ養育体験や養育行動の特徴や、女性受刑者の大半が適切な養育体験が乏しいために、自身の子育ての方法が分からないことが明らかにされた。そのことから、当該の子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力したところ、一定の効果が実証された。

しかしながら、全国的に刑事施設における子育て支援への取り組みは、各施設によって異なり、集団指導のみという施設もある。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されたことがないのが現状である。

PTSDを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の4割を示す子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考える。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものである。よって政府において、下記のとおり女性受刑者への子育て支援の強化を求める。

記

1. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援の継続すること。
2. 子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談を現状の月1回程度から週2回程度の雇用として行うこと。
3. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法についてガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ること。
4. 全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携およびフォレンジック看護分野の専門的研修制度を定期的実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

堺市議会

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2025.1.11	EPSON インクジェット複合機 PX-M6712FT	備品	128,500 円	128,500 円 (按分率 100 %)	5 年	2030.1.11	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。